

## 特命指定施設

(鈴木鎮一記念館、松本市音楽文化ホール、松本市美術館、松本市梓川アカデミア館、  
松本市駅前会館)

### 指定管理者候補者選定審議結果報告書

令和3年11月

松本市公の施設指定管理者選定審議会

特命指定施設（鈴木鎮一記念館、松本市音楽文化ホール、松本市美術館、松本市梓川アカデミア館、松本市駅前会館）の指定管理者の候補者選定に係る審議結果について

松本市では、指定管理者の選定は公募により行うことを原則としていますが、次の場合に限っては公募を行わず、特定の団体等を指定管理者として選定できることとしています。

- 1 特定の団体が保有する高度な専門的知識による継続的な管理運営が不可欠で、他では調達できない。
- 2 地域との結びつきが強い施設で、地縁に特定される団体が管理を行って地域づくりに寄与している。
- 3 特定の団体等の寄附により設置した施設等、設置目的や経過等から管理代行者が限定される。
- 4 特定の団体等と区分所有する施設である。

これらに該当する鈴木鎮一記念館、松本市音楽文化ホール、松本市美術館、松本市梓川アカデミア館、松本市駅前会館について、地方自治法第244条の2及び松本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年条例第46号）第2条及び第3条に基づく指定管理者の指定の申請を受け、松本市では指定管理者の選定を行うこととなりました。

松本市公の施設指定管理者選定審議会（以下「選定審議会」という。）は、団体の提出書類をもとに書類審査を行い、指定管理者の候補者を選定しましたので、その結果について次のとおり報告します。

令和3年11月16日

松本市長 臥雲 義尚 様

松本市公の施設指定管理者選定審議会

会長 山本 綾子

1 施設の名称

鈴木鎮一記念館、松本市音楽文化ホール、松本市美術館、松本市梓川アカデミア館、松本市駅前会館

2 申請団体及び特命指定する理由並びに指定期間  
別表のとおり

3 各施設における申請団体の概要

(1) 鈴木鎮一記念館

申請団体 公益社団法人才能教育研究会  
会長 早野 龍五  
所在地 松本市深志3丁目10番3号  
設立年 昭和25年  
従業員数 12人  
主たる業務 才能教育に関する教育研究機関・教育部門の設置運営  
才能教育の基本理念と基礎的学理の研究、指導者育成  
才能教育に必要な調査及び教室の設置等

(2) 松本市音楽文化ホール

申請団体 一般財団法人松本市芸術文化振興財団  
理事長 青山 織人  
所在地 松本市大手3丁目8番13号  
設立年 昭和58年  
従業員数 36人  
主たる業務 松本市から管理を指定された文化施設及びその他の施設の  
管理運営  
優れた芸術文化の鑑賞の機会の提供等

(3) 松本市美術館、松本市梓川アカデミア館

申請団体 一般財団法人松本市芸術文化振興財団  
理事長 青山 織人  
所在地 松本市大手3丁目8番13号  
設立年 昭和58年  
従業員数 36人  
主たる業務 松本市から管理を指定された文化施設及びその他の施設の  
管理運営  
優れた芸術文化の鑑賞の機会の提供等

(4) 松本市駅前会館

申請団体 一般社団法人松本市歯科医師会  
会長 大久保 達人  
所在地 松本市深志2丁目3番21号  
設立年 昭和22年  
従業員数 7人  
主たる業務 医道高揚に関する事柄、歯科医学の進歩発展に関する事柄、  
歯科医学教育の研究と整備に関する事柄、公衆衛生の普及と予防医学の研究・指導に関する事柄、  
学校歯科保健に関する事柄等

#### 4 選定審議の内容

##### (1) 選定審議会を開催

###### ア 開催日

令和3年9月27日(月) 【於：松本市役所第一応接室】

###### イ 出席委員(五十音順)

板倉章委員、大竹美奈子委員、金井俊道委員、澤田若菜委員、  
中野嘉勝委員、三好規正委員、山本綾子委員

##### (2) 選定審査の方法

施設所管課長から、特命指定の理由及び申請者からの提出書類が仕様書等に定める条件を満たしていること並びに選定審査基準を参考に行った一次評価について報告を受け、質疑を行いました。

そのうえで、特命指定理由の妥当性及び事業計画書の内容が以下の3つの条件を満たすものであるかを中心に審査を行い、指定管理者候補者を選定しました。

ア 事業計画書による当該施設の運営が、住民の平等利用を確保することができるものであること。

イ 事業計画書の内容が、当該施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

#### 5 選定結果

別表の申請団体を各施設の指定管理者候補者として選定しました。

#### 6 選定に当たっての委員の意見

##### (1) 松本市美術館、松本市梓川アカデミア館

一体管理によるメリットを十分に生かして運営されたい。

以 上

別 表

特命指定申請団体及び特命指定理由並びに指定期間

施設名	申請団体	特命理由	指定期間
鈴木鎮一記念館	公益社団法人 才能教育研究会	当該施設は、才能教育研究会を通じ、故鈴木鎮一氏から寄附された施設であり、設置目的や経過等から、申請団体が管理運営を行うことが最も適切であるため。	R 4. 4 ～ R 9. 3 (5年間)
松本市音楽文化ホール	一般財団法人 松本市芸術文化振興財団	当該施設は、音楽文化の拠点施設であり、管理運営に当たり、市の施策との一体性が不可欠で、高度な専門的知識の蓄積及び継続性が求められる場合に該当するため。	R 4. 4 ～ R 5. 3 (1年間)
松本市美術館、松本市梓川アカデミア館	一般財団法人 松本市芸術文化振興財団	管理運営に当たり、市の施策との一体性が不可欠で、高度な専門的知識の蓄積及び継続性が求められる場合に該当するため。	R 4. 4 ～ R 9. 3 (5年間)
松本市駅前会館	一般社団法人 松本市歯科医師会	当該施設は、松本市歯科医師会との合築施設であり、特定の団体等と区分所有する施設である場合に該当するため。	R 4. 4 ～ R 7. 3 (3年間)